

地区計画の届出・添付書類

都市計画法第58条の2第1項の地区計画の届出に必要な添付書類

	添付書類	説明(注意事項)	部数等(正副計2部)	
			正本	副本
1	地区計画の届出書	様式に届出の内容を明示	原本1部	写し1部
2	委任状	様式は自由。本人による届出以外は、必要。	原本1部	写し1部
3	案内図	住宅地図等を用い、申請地を朱囲い。	○	○
4	土地利用計画図	下記の作成方法を参照。	○	○
5	平面図・立面図	平面図：各階、立面図：2面以上、高さ必要。	○	○
6	雨水浸透柵・最終浸透柵の構造図	「吉川市雨水流出抑制施設設置の手引き」参照。	○	○
7	その他市長が必要と認める書類	事業施行中の区画整理地内における届出については、仮換地証明の一式を添付		

□届出は、都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、行為の着手する日の30日前までに吉川市長あて提出してください。

□土地利用計画図の記載内容

- ※①建物配置 申請地における申請建物の配置
- ②道路面・隣地境界からの壁面位置(有効寸法) . 各面および最狭部
- ③かき・さくの仕様(道路面・道路面以外) . . . 構造・基礎高さや仕様
- ④境界の表示 申請地の道路境界・隣地境界等
- ⑤求積図 区画ごとの面積計算式
- 区画整理事業施行地内は換地処分時の座標と整合を図ること**
- ⑥排水系統図 雨水排水と汚水排水の排水系統の表示
- ⑦最終放流先排水断面図 . . 整備された水路及び側溝へ放流する場合に添付すること。
- ⑧計画地地盤高と道路との高低差 最寄りの道路を基準(BM)とする。
(隣地地盤高も表示)
- ⑨駐車場区画(スペース) 1台につき5.0m×2.5m
- ⑩自動車出入口 接道部における自動車出入口の場所と幅員の表示
- ⑪敷地に接する道路の位置及び幅員 . . . 「区画整理による道路」「道路位置指定」
(建築基準法第42条の該当項目) 「市道」「開発による道路」「緑道」等
- ⑫その他構造物 除去建築物(破線等での表示)等
- ⑬用途地域 用途地域境界を表示

地区計画の変更届出・添付書類

都市計画法第58条の2第2項の地区計画の変更届出に必要な添付書類

	添付書類	説明（注意事項）	部数等（正副計2部）	
			正本	副本
1	地区計画の変更届出書	様式に届出の内容を明示	原本1部	写し1部
2	委任状	様式は自由。本人による届出以外は、必要。	原本1部	写し1部
3	案内図	住宅地図等を用い、申請地を朱囲い。	○	○
4	土地利用計画図	変更前・変更後(変更部分は朱書き)別葉で添付。	○	○
5	平面図・立面図	平面図：各階、立面図：2面以上、高さ必要。	○	○
6	雨水浸透柵・最終浸透柵の構造図	「吉川市雨水流出抑制施設設置の手引き」参照。	○	○
7	前願地区計画受理書	前願地区計画受理書 原本一式	—	原本1部
8	その他市長が必要と認める書類			

□変更届出は、都市計画法第58条の2第2項の規定に基づき、設計又は施行方法を変更しようとするときに、行為の着手する日の30日前までに吉川市長あてに提出してください。

1. 地区計画変更届出書の内容の記入の仕方

記載に当たっては、変更に係る内容を具体的に明示すること。

2. 設計図書について

設計図書は、変更前・変更後（変更部分については朱書き）のものを別葉で添付すること。

～新たに届出が必要な場合～

- ①建築面積・延べ床面積が変更となる場合
- ②かき・さくの仕様や構造が変更となる場合
- ③建築物の配置が変更となり、道路面・隣地境界からの壁面位置（有効寸法）が制限内容について変更が生じる場合
- ④建物用途又は階数の変更

地区計画の中止届出・添付書類

都市計画法第58条の2第1項の地区計画の届出を中止する際に必要な添付書類

	添付書類	説明（注意事項）	部数等（正副計2部）	
			正本	副本
1	地区計画の中止届出書	様式に届出の内容を明示	原本1部	写し1部
2	前願地区計画受理書	前願地区計画受理書 原本一式	—	原本1部
3	その他市長が必要と認める書類			

1. 地区計画中止届出書の内容の記入の仕方

記載に当たっては、中止する届出の内容を明示すること。